

表 1 具体的な制限用途

分類		具体的な制限用途	根拠法令	
非自己用住宅		分譲住宅、賃貸住宅、社宅、学生下宿など共同生活を営むべき住居		
政 令 第 6 条	社 会 福 祉 施 設	老人福祉施設(老人介護支援センターを除く)、有料老人ホーム	老人福祉法 社会福祉法	
		身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法
		知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	知的障害者福祉法
		精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
		保護施設(医療保護施設、宿所提供施設を除く)	救護施設、更生施設、授産施設	生活保護法
		児童福祉施設(児童自立支援施設を除く)	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター	児童福祉法
		母子福祉施設	母子休養ホーム、母子福祉センター	母子及び寡婦福祉法
		母子健康センター	母子健康センター	母子保健法
	その他これらに類する施設	介護老人福祉施設、児童相談所に設置される一時保護施設、市町村長が適当と認める施設、厚生労働省令で定める施設		
	学校	盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園	学校教育法	
医療施設	病院、診療所、助産所 但し、医療保護施設(薬局を除く)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む。	医療法		

上記の施設は関係法令の定義に該当するものであるが、該当しなくても実質的に同様な機能をもつ施設は本条の制限用途の対象となる。具体的には以下の場合があげられる。

- (ア)関係法令の定義の上では人数要件の関係から該当しない施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設
- (イ)無認可の施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設
- (ウ)関係法令の施行規則のレベルで施設が定義されている施設

特定開発行為許可制度の手続きの流れ

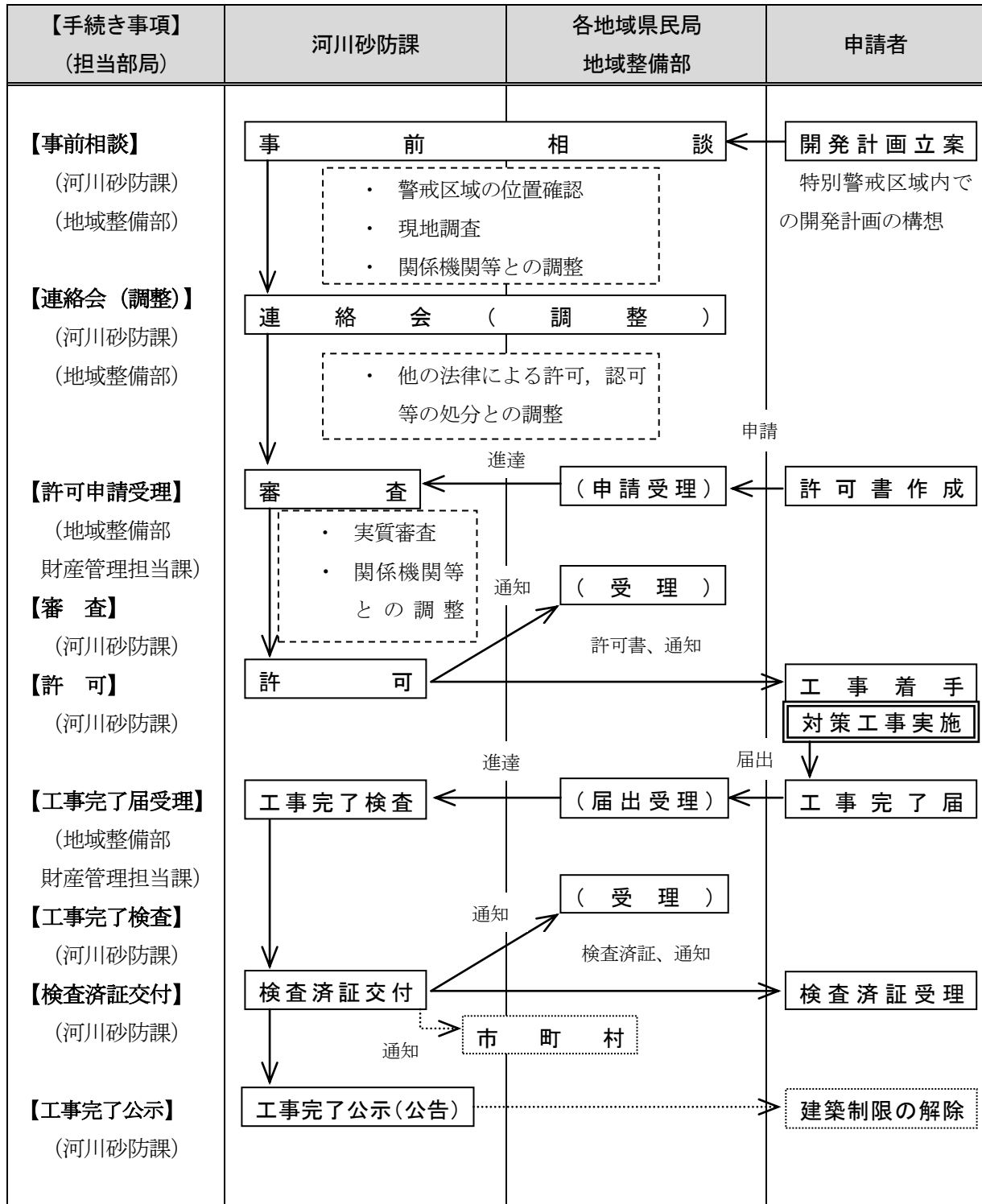


図1 手続きの流れと担当部局

許可申請窓口（書類の提出先）と所管区域

法及び省令に基づき、県知事に提出する書類の提出部数は、正本 1 通・副本 1 通です。

表 2 書類提出先

所管区域	提出先の名称	提出先の所在地	電話番号
青森市 平内町 今別町 外ヶ浜町 蓬田村	東青地域県民局 地域整備部 管理課（財産担当）	青森市大字幸畑字唐 崎 76-4	017-728-0208
弘前市 黒石市 平川市 藤崎町 大鰐町 田舎館村 西目屋村	中南地域県民局 地域整備部 管理課（財産担当）	弘前市大字蔵主町 4 番 地 (県合同庁舎 3 階)	0172-32-0282
八戸市 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村	三八地域県民局 地域整備部 管理課（財産担当）	八戸市大字尻内町字 鴨田 7 (県合同庁舎 3 階)	0178-27-5187
五所川原市 つがる市 板柳町 鶴田町 中泊町 鱒ヶ沢町 深浦町	西北地域県民局 地域整備部 用地課（財産担当）	五所川原市字栄町 10 (県合同庁舎 3 階)	0173-35-2116
十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 おいらせ町 六ヶ所村	上北地域県民局 地域整備部 用地課（財産担当）	十和田市西十二番町 20-12 (県合同庁舎 3 階)	0176-23-4312
むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村	下北地域県民局 地域整備部 用地課（財産担当）	むつ市中央一丁目 1 番 8 号 (県合同庁舎 3 階)	0175-22-1231

なお、事前相談は、県庁河川砂防課砂防グループ及び上記各地域県民局地域整備部で担当しています。

表 3 特定開発行為の許可申請に必要な書類の様式

番号	名称、内容	様式 (ワード文書)	様式 (PDF形式)	記載例 (PDF形式)
①	特定開発行為許可申請書 当初申請時に提出	省令様式第 2	省令様式第 2	省令様式第 2
②	対策工事等計画説明書 当初申請時に提出	要領第4号 様式	要領第4号 様式	要領第4号 様式
③	計画図、構造計算書、添付図書 当初申請時、変更申請時に提出	任意様式		
	現況地形図 地形、土砂災害特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類	任意様式 2,500分の1以上		
	土地利用計画図 開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状、特別警戒区域	任意様式 1,000分の1以上		
	造成計画平面図 開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置、特別警戒区域	任意様式 1,000分の1以上		
	造成計画断面図 切土又は盛土をする前後の地盤面、特別警戒区域	任意様式 1,000分の1以上		
	対策工事等平面図 対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類	任意様式 1,000分の1以上		
	対策工事等断面図 対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類	任意様式 1,000分の1以上		
	対策施設構造図 対策施設の種類及び構造	任意様式、200分の1以上		
	構造計算書	任意様式		
	土質試験結果・地質柱状図等	任意様式、あれば提出		
	開発区域位置図（添付図書） 開発区域の位置	任意様式 50,000分の1以上		
	開発区域図（添付図書） 市町村界、大字、字及び小字の境界、特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状	任意様式 1/2,500以上、開発区域及びその区域を明らかに表示するために必要な範囲		
	現況写真	任意様式		
④	対策工事等完了届出書 対策工事等完了時に提出	省令様式第 4	省令様式第 4	省令様式第 4
⑤	特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書 対策工事等の廃止時に提出	省令様式第 6	省令様式第 6	省令様式第 6

⑥	特定開発行為変更許可申請書 変更申請時に提出	要領第5号 様式	要領第5号 様式	要領第5号 様式
⑦	特定開発行為変更届出書 変更届出時に提出	要領第6号 様式	要領第6号 様式	要領第6号 様式
⑧	既着手の場合の届出書 既着手届出時に提出	省令様式第 3	省令様式第 3	省令様式第 3
⑨	特定開発行為施行協議書 国又は地方公共団体からの協議時に提出	参考様式1	参考様式1	